

大阪市アーケード連絡協議会規約

制 定 昭和 31 年 12 月 21 日

最近改正 令和 3 年 11 月 1 日

第 1 目 的

この規約はアーケード設置に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、大阪市アーケード連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

第 2 組 織

- 1 協議会は次の委員 4 名により組織する。
大阪府警察本部交通部交通規制課長
大阪市建設局総務部管理課長
大阪市計画調整局建築指導部建築確認課長
大阪市消防局予防部消防設備指導担当課長
- 2 協議会の事務局を大阪市計画調整局建築指導部建築確認課に置くこととする。

第 3 所 掌 事 務

- 1 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) アーケード設置に関する取扱要綱実施基準（以下「実施基準」という。）の運営に関すること。
 - (2) アーケードに関する法令違反の措置に関すること。

第 4 召 集

- 1 協議会は、事務局が招集する。
- 2 事務局は、開会前日までに会議の日時、場所、事項を示して委員に通知する。
- 3 委員は、必要があると認めるときは、事務局に召集を請求することができる。

第 5 会 議

- 1 協議会は、原則として第 3 水曜日（該当日が休日の場合はその翌日）に開催する。ただし、特に会議を開催する必要がある場合は、事務局が定める日に会議を開催することができる。
- 2 会議は事務局が司会する。
- 3 会議は委員の出席により開会し、議事は協議により決する。
- 4 委員に事故あるときは代理者の出席もさまたげない。
- 5 協議会は、必要であると認めるときは、関係者の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。

第6 決定事項

1 協議会は、協議事項について次の決定を行う。

(1) 承認

① 承認

設置計画内容がアーケード設置に関する取扱要綱実施基準等に適合し、支障がない場合。

② 条件付承認

設置計画内容において、若干の条件を満たせば設置が可能な場合。

③ 失効

承認通知をした日から起算して、1年以内に工事着手しない場合は、当該承認は失効するものとする。

(2) 保留（継続審議）

設置計画内容が引続き調査検討を要するもの。

(3) 却下（承認できないもの）

設置計画内容が、実施基準の要件を満たさない場合。

付 則

この規約は、昭和31年12月21日から実施する。

付 則

この規約は、平成17年10月1日から実施する。

付 則

この規約は、平成19年4月1日から実施する。

付 則

この規約は、平成23年4月1日から実施する。

付 則

この規約は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この規約は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この規約は、令和3年11月1日から実施する。